

香美町消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香美町消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 町長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 従業員等 従業員、役員及び事業主をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、香美町消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により町長に申請を行うものとする。

2 消防団長は、表示証を交付する事業所等について町長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 町長は、前条に規定する申請又は推薦のあった事業所等について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当該事業所等が消防関係法令に違反している場合は、この限りでない。

- (1) 従業員等が香美町消防団員として、2人以上入団し、かつ、従業員等の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - (2) 災害時における資機材等の提供、消防団の訓練場所の提供を行うなど、消防団活動に協力している事業所等
 - (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等
- (表示証の交付)

第5条 町長は、事業所等が前条の基準に適合していると認めたときは、当該事業所等に表示証（様式第2号）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を事業所等の見えやすい場所に表示するものとする。

- 2 協力事業所は、表示証をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に表示することができる。この場合においては、表示証の寸法を同率に拡大し、又は縮小して使用することができる。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 表示証の交付に際して、町長は、香美町消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、表示証の交付に関する協力事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条に規定する認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けたときは、当該表示証の表示有効期間とする。

- 2 町長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新することができる。

(認定の取消し)

第9条 町長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業所の認定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 第4条の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協力事業所としての認定が適当でないとき。

2 町長は、前項の規定により協力事業所の認定を取り消したときは、香美町消防団協力事業所認定取消通知書（様式第4号）により、当該認定を取り消された事業所等に通知するものとする。

（表示証の返還）

第10条 第8条第1項に規定する表示証の表示の有効期間が満了した事業所等は、速やかに、表示証を町長へ返還するとともに、第6条に規定する表示を取りやめなければならない。

（協力事業所の公表）

第11条 町長は、協力事業所の名称、香美町消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。